

2022年2月10日

株 主 各 位

東京都文京区湯島二丁目16番16号

株 式 会 社 光 陽 社

代表取締役社長 犬 養 岬 太

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主様の安全確保のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご出席される場合は、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。

なお、書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月3日（木曜日）の当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月4日（金曜日）午後4時
2. 場 所 東京都文京区湯島三丁目6番1号
全国家電会館 1階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

議 案 特定の株主からの自己株式取得の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.koyosha-inc.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議 案 特定の株主からの自己株式取得の件

当社は、2021年12月8日付け適時開示「特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ」のとおり、当社の主要株主である筆頭株主の植島幹九郎氏との間で、当社の企業価値の向上等について検討するための協議を9月下旬より複数回行う中で、同氏が保有する当社株式についての保有又は処分の方針等に関する協議も行いました。

その中で、当社は、当社株式の流動性及び当社の資本効率の向上、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行などの観点から、当社が植島幹九郎氏からその保有の当社株式を自己株式取得の方法で取得するのが望ましいと考え、植島幹九郎氏と協議を重ねた結果、1株につき1,160円での当社による自己株式取得の方法で合意に至り、会社法第156条第1項、同法第160条第1項及び同法第161条の規定に基づき、特定の株主である植島幹九郎氏が所有する当社株式の全株数にあたる426,900株を対象として、相対取引により自己株式を取得（以下「本自己株式取得」といいます。）することといたしたいと存じます。

### 1. 取得に係る事項の内容

|                                   |                                                |
|-----------------------------------|------------------------------------------------|
| (1)取得する株式の種類                      | 当社普通株式                                         |
| (2)取得する株式の総数                      | 530,000株（上限）<br>（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合47.69%） |
| (3)株式の取得価額の総額                     | 614,800,000円（上限）                               |
| (4)株式1株を取得すると引き換えに交付する金額          | 1,160円                                         |
| (5)会社法第158条第1項による通知を行う株主（取得する相手方） | 植島幹九郎氏                                         |
| (6)株式を取得することができる期間                | 2022年3月7日から2022年4月28日まで                        |

## 2. その他

本書面は会社法第160条第2項の通知を兼ねております。植島幹九郎氏以外の株主の皆様におかれましては、会社法第160条第3項に基づき、本臨時株主総会開催日の5日前までに、当社に対し、本自己株式取得の相手方である植島幹九郎氏に加えて、自己を本自己株式取得の相手方（売主）に追加するよう請求（以下「売主追加請求」といいます。）することができますが、当社といたしましては、引き続き当社株式を保有していただきたくお願い申し上げます。

売主追加請求が行われた場合には、売主追加請求を行った株主の皆様を本自己株式取得に関する会社法第158条第1項の規定による通知の相手方として追加するよう、本議案を修正いたします。かかる修正が行われた場合、株主の皆様が当社に提出した修正前の本議案に賛成する旨の議決権行使書は修正後の議案についても賛成するものとして取り扱い、修正前の本議案に反対する旨の議決権行使書は修正後の議案についても反対するものとして取り扱うことといたします。

具体的な売主追加請求の方法として、株主の皆様におかれましては、社債、株式等の振替に関する法律第154条に基づき、お取引のある証券会社に個別株主通知の申出をしていただいたうえで、当社に対して個別株主通知申出書受付票及び記名押印がなされた売主追加請求を行う旨の書面をご提出いただくこととなります。

当社は、本議案が本臨時株主総会において承認可決されることを条件として、本自己株式取得の詳細を植島幹九郎氏及び売主追加請求を行った株主の皆様にご通知いたします。当該通知を受領した株主の皆様からの株式の譲渡しの申込みのあった株式の数が、当該通知に記載する取得総数を上回った場合には、それぞれの株主の皆様から譲り受ける株式の数は、会社法第159条第2項に従って按分されることとなります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都文京区湯島三丁目6番1号  
全国家電会館 1階会議室

交 通 東京メトロ千代田線  
「湯島駅」5番出口徒歩5分  
J R線  
「御茶ノ水駅」聖橋口徒歩10分  
東京メトロ丸ノ内線  
「御茶ノ水駅」1・2番出口徒歩10分

### 会場付近略図



お願い：お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。